

個人住民税などの

申告手続きが簡素化

所得税、個人事業税、個人住民税の申告手続きが次のように簡素化されました。

※ 個人事業税または個人住民税の申告義務のある方で所得税の確定申告書を提出しない

方は、これまでどおりそれぞれ申告していただくことになっていきますのでまちがわぬようにしてください。

このように、申告手続きが簡素化されましたが、所得税の確定申告用紙は税務署から、また個人事業税、住民税だけの申告用紙はそれぞれの機関から送付されます。

償却資産の申告

1月31日まで

地税法第三八三条第一項の規定に基いて、毎年一月一日現在の事業用資産（自己使用だけでなく、他人に貸しているものも含む）を所有しているものが申告します。

1 申告書用紙の送付は、十二月二十八日

2 本年は、担当経理事務所宛送付し、記入を依頼します。

3 申告書の記入要領については、用紙裏面に、詳細に記載されています。

4 正当の理由なく申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合は、所有者に対し地税法第三八五条三六条及び市税条例第七五条の規定により、罰則の適用があります。

42年度（新規）

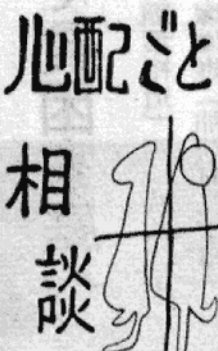
日光市奨学生募集

「応募の資格」日光市に六ヶ月以上居住するもの、またはその子弟で優秀な学生、生徒であること、高校、大学に在学中か入学を希望するもので、資金がなく修学困難なもの、奨学金に類する他の学資の給与を受けていないもの。

「申込方法」つぎの書類を添えて教育委員会へ申し込みください。

- ① 日光市奨学生願書
- ② 出身学校長又は在学学校長の推せん書、学業成績証明書
- ③ 健康診断書
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 世帯員の資産、収入調査書
- ⑥ 日光市の納税証明書

「申込期限」2月末日
「申込先」市役所内教育委員会事務局学校教育課
「貸与金額」高校生二千五百円以内
大学生五千円以内
※申込用紙は教育委員会事務局に用意してあります。



心配と相談

どんな問題でも結構です。ひとりで悩まずお気軽におい

（今月の日程）
一月十三日 公会堂
二十日 公会堂
一月十三日には人権擁護相談を合わせて行ないます。

今月の納税

市県民税 第4期
1月31日かぎり

銃砲を持っている方

これから持とうとする方へ

警察署から

法律が一部改正になり、現に銃（散弾銃、ライフル銃）および空気銃を持っている方、また、これから新たに銃を持つとする方は、「猟銃および空気銃の取扱いに関する講習会」を受けなければならぬことになりました。該当する方は、もれなくこの講習会を受けてください。

講習日時・場所

○二月十日 午前九時から 精銅所和楽所で開催

講習申込

和楽所で受ける場合は二月五日まで、小来川小学校で受ける場合は三月八日までに、写真（ライカ版）および手数料五〇〇円を添えて日光警察署へ申し込みください。小来川地区の方は小来川警察官駐在所に申し込みください。

※申し込みのときに、印鑑を持参してください。

小西健史君ら11人にごほうび

よい子の表彰

日光警察署が毎年行なっている、篤行善行少年の表彰が、このほど行なわれました。

- この日表彰されたよい子は、
- 小西健史さん（日中3年）ら十人、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどから、特別のごほうびをもらい、「これからも、社会の役に立つ、立派な人間になるよう努力します」と目を輝かせていました。
 - 受賞者はつぎのとおり。
 - 小西健史（日光中3年）
 - 石川茂（東中3年）
 - 岡部恒夫（小来川中3年）
 - 水落振一（中宮祠中3年）
 - 西沢三男（日光小6年）
 - 松田文雄（清滝小6年）
 - 若林朋子（野口小6年）
 - 斎藤枝久子（山久保小6年）
 - 福田タカ（小来川小6年）
 - 坂井光男（中宮祠小6年）
 - 鈴木一広（安良沢小6年）